

京都市消防局訓令甲第4号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月27日

京都市消防局長 山内博貴

第7条第1項中「災害現場指揮支援車を活用した」を「市域における」に改め、「特殊災害対策車、大規模震災用高度救助車、特別高度工作車を活用した救助活動及びポンプ車を活用した火災防御活動」を削り、同条第5項及び第6項を削り、同条第7項を同条第9項とし、同条第4項の次に次の4項を加える。

- 5 本部救助隊は、北部本部救助隊及び南部本部救助隊をもって編成する。
- 6 北部本部救助隊は、別表第3に規定する紫明高度救助隊をもって充てる。
- 7 南部本部救助隊は、別表第3に規定する上鳥羽特別高度救助隊をもって充てる。
- 8 南部本部救助隊は、局本部長の指示により、局警防本部の班の要員となる。

第14条第1項中「及び都市型水害対策車」を「、都市型水害対策車及び人員輸送車」に改める。

別表第3局警防本部の項中

本部救助隊	災害現場指揮支援車、特殊災害対策車、大規模震災用高度救助車、特別高度工作車、ポンプ車	京都市消防活動総合センター
特別装備隊	無線中継車	消 防 本 部
	空気充填照明車、資器材搬送車、支援車、大型除染システム車、都市型水害対策車	京都市消防活動総合センター

北部本部救助隊	大型救助工作車	北消防署紫明消防出張所	に，
南部本部救助隊	災害現場指揮支援車	京都市消防活動総合センター	
特別装備隊	無線中継車	消 防 本 部	
	空気充填照明車，資器材搬送車，支援車，大型除染システム車，都市型水害対策車，人員輸送車	京都市消防活動総合センター	

同表北警防本部の項中「大型救助工作車」を「大型救助工作車（北部本部救助隊に同じ。）」に改め，同表左京警防本部の項中

修学院消防隊	ポンプ車	を
--------	------	---

修学院消防隊	小型水槽車	に，同表中京警防本部の項中
--------	-------	---------------

中京救急隊	救急車	中京消防署	を
-------	-----	-------	---

中京救急隊	救急車	中京消防署	に改め，
中京日勤機動救急隊	救急車		

同表東山警防本部の項中	東山第1消防隊	ポンプ車	を
-------------	---------	------	---

東山第1消防隊	小型水槽車	に，同表南警防本部の項中「本
---------	-------	----------------

部救助隊が運用する消防機械等」を「災害現場指揮支援車（南部本部救助隊に同じ。），特殊災害対策車，大規模震災用高度救助車，特別高度工作車，ポンプ車」に，同表右京警防本部の項中「ポンプ車，放水砲車」を「小型水槽車，放水砲車」に改める。

別表第4南警防本部の項を削る。

別表第5小隊の項を次のように改める。

小 隊	震災，水災等に伴い，大隊又は中隊を編成する場合における最小単位の部隊をいう。
日勤機動救急隊	常設する部隊のうち，主として昼間（午前8時30分から午後5時15分までをいうものとする。）において運用する救急隊をいう。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は，令和2年4月1日から施行する。

（関係訓令の一部改正）

2 京都市消防震災警防規程の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「本部救助隊」を「南部本部救助隊」に改める。

（消防局警防部警防計画課）